

答申

平成30年(2018)10月1日付で諮問された「平成30年(2018)7月19日付け公文書部分公開決定通知書(人権第106号)」による処分に対する審査請求の件(総務第513号)について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は却下されるべきである。

第2 出雲市情報公開条例(平成17年出雲市条例第4号。以下「本条例」という。)第5条の要件充足性について

1 はじめに

本条例第5条は、公文書の公開をできるものとして5つの区分を掲げている。

審査請求人は、2018年7月6日付で、実施機関に対し、本条例第9条の規定により、

「鵜鷺地区同和教育推進協議会(平成18年度から平成30年度まで)に関する公文書の全て」

について開示を求める公文書公開請求(以下、「本件公開請求」という。)を行った。

その際、審査請求人は、本条例第5条の定める請求者の区分について、同条例第1号の「市内に住所を有する者」に該当するものと公文書公開請求書に記載していた。

ところが、令和2年(2020)10月19日付「審査請求人の住所について(報告)」により、実施機関から、審査請求人が本件公開請求の時点において、出雲市内に住所を有していなかったとの情報に接したとの報告があったことから、本件公開請求について、本条例第5条の要件充足性を検討する必要が生じた。

2 本条例第5条第1号の要件充足性について

当審査会は同号の要件充足性について検討するため、令和3年1月6日

付「住所の確認について」により、審査請求人に対し、住所に関する照会を行ったが、これに対する回答が得られなかったため、本条例第21条第4項に基づき、出雲市に対し、審査請求人の住民票の提出を求めた。

提出された住民票を確認したところ、本件公開請求以前の日である平成29年6月6日に出雲市から転出していることが判明した。

そこで、当審査会は、令和3年3月22日付「審査請求に係る弁明の機会の付与について」により、審査請求人に対し、住民票の記載に基づけば本件公開請求日時点において本条例第5条第1号の要件を充たさないと考えざるを得ないとして、弁明の機会を付与した。

これに対し、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書を当審査会に提出し、「住所」とは住む所だけではなく所有又は借りている建物や土地も含まれる、2018年5月14日以降「90件ぐらい」の公開請求を「市内に住所を有する者」として行っているが出雲市長は異議なく認めていたなどと弁明した。

しかし、「住所」について、民法第22条は生活の本拠をいうものとして、本条例においては単に占有権原のある建物を市内に有することで足りると解すべき理由はなく、また、実施機関が本件公開請求時において補正を求めなかった点について審査会が審理の対象とすることが許されないと考えるべき理由もない。

そのほかに、審査請求人が住民票に記載の平成29年6月6日以降も市内に生活の本拠をおいていたと考えるべき事実は見当たらないから、審査請求人は、本件公開請求日時点において本条例第5条第1号の要件を充足していなかったものと考えざるを得ない。

3 本条例第5条第2号の要件充足性について

(1) 次に、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書において、市内(出雲市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)において●●●●●●●●を経営しているとして、本条例第5条第2号の要件を充たす旨主張するので、同号の要件充足性について検討した。

(2) この点について、実施機関に反論を求めたところ、令和3年7月30日付反論書において、①●●●●●●●●の運営主体は、鶉鷺地区の住民らを主

たる構成員とする任意団体であるか、少なくとも●●●●●●の店舗建物の平成24年2月23日付建物賃貸借契約書の契約主体である▲▲▲▲▲氏であって、審査請求人ではない、②●●●●●●は平成28年10月1日以降営業しておらず、●●●●●●の店舗として使用されていた建物（以下、「本件建物」という。）には公開請求日時点において営業所としての実態が認められないため、審査請求人は同号の要件を充足しないと主張した。

- (3) さらに、審査請求人に対し、上記(2)の実施機関の反論に対する意見を求めたところ、2021年9月17日付意見書において、①●●●●●●は審査請求人と▲▲氏と二人で運営していること、②鷺浦地区の区長などから嫌がらせを受けたことから平成28年10月から●●●●●●を休業しているが、営業を再開するために平成31年4月に調停、訴訟といった法的手続を始めており、これらは●●●●●●の運営の一部であること、●●●●●●は出店の形式で営業を継続していることなどの主張があった。
- (4) 本条例が「事務所又は事業所を有する」と定めている以上、同号は、単に公開請求者が出雲市内に占有権原のある建物を有するというだけではならず、当該建物が公開請求日時点において事務所又は事業所として使用されている実態を要求しているものと解すべきである。
- (5) 本件建物において●●●●●●が平成28年10月以降営業を行っていない点については争いがない。

そこで、審査請求人の主張についてみると、法的手続をとっているとの点については、審査請求人提出の疎明資料上、審査請求人も▲▲氏も松江市を住所地として訴訟を迫行しており、また、出店の形式で営業を継続しているとの点については、審査請求人提出の疎明資料上、いつどこ（出雲市内であるか否か）で出店を行ったのかが不明であるため、本件建物が公開請求日時点において事業所として使用されていたと考えるべき要素とはならない。

さらに、出雲市において▲▲氏が取得した飲食店営業の営業許可は平成29年5月31日で有効期間が満了しており、審査会において調査した

ところ、その後更新もされていないことから、遅くとも営業許可の有効期間が満了した平成29年6月1日以降については本件建物が●●●●●●●●の事業所として使用されていた実態は認められない。

よって、●●●●●●●●の経営主体が審査請求人であるかを検討するまでもなく、本件公開請求日時点において審査請求人は同号の要件を充足していない。

4 本条例第5条第5号の要件充足性について

(1) 次に、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書において、本条例第5条第5号の要件を充たす旨主張するので、同号の要件充足性を検討した。

(2) 同号の定める「前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者」とは、実施機関が行う事務事業により、自己の権利、利益等に直接影響を受け、又は直接影響を受けることが確実に予測される個人又は法人その他の団体をいい、同号に基づいて公開の請求ができる公文書は、当該利害関係に関する公文書に限られる。

(3) 本件公開請求において、審査請求人が公開を求めた公文書は、「鵜鷺地区同和教育推進協議会（平成18年度から平成30年度まで）に関する公文書の全て」

である。

そして、本件審査請求の趣旨は、

「以下の公文書の公開：

1. 出雲市同和教育・啓発推進会議について
 - a. 会則（設置から全ての版）
 - b. 委員及び役員名簿（設置から全て）
 - c. 総会の次第、出席名簿及び議事録
 - d. 理事会の次第、出席名簿及び議事録
 - e. 開催事業及び研修事業の起案用紙、計画書及び報告書
 - f. 会員の研修会、企業部会、先進地視察研修及びフィールドワークについての起案用紙、計画書、参加者名簿及び報告書
 - g. 決算書の基づく内訳、請求書及び領収書

- h. 地区同和教育推進協議会についての事業報告書及び収支報告書
- 2. 地区同和教育推進協議会について
 - a. 団体を地区同和教育推進協議会として認める決定者、方法及び基準
- 3. 鵜鷺地区同和教育推進協議会について
 - a. 会則（設置から全ての版）
 - b. 委員、役員及び理事の名簿（設置から全て）
 - c. 会議の次第、出席名簿及び議事録
 - d. 活動報告書
 - e. 収支報告書
 - f. 収支報告書の基づく領収書
- 4. 鵜鷺地区同和教育推進協議会の補助金について
 - a. 事業実施計画書に事業内容は記載されていないにも関わらず、事業内容について審査した審査方法
 - b. 補助金の前金払いの理由
 - c. 口座振替依頼書に黒塗りをしている名義人の氏名
 - d. 補助金交付決定通知書
 - e. 事業実施報告書に記載されている推協だより及び講演会や研修会に関する文書及び書類
 - f. 研修会等に参加した委員の氏名
 - g. 領収書
 - h. 領収書が無いにも関わらず、使途の確認した審査方法
 - i. 補助金確定通知書
 - j. 平成24年度の収支決算書の諸謝金（5,000円）の受領者の氏名
 - k. 平成24年度の収支決算書の旅費（25,000円）の内訳
 - l. 平成25年度の収支決算書の旅費（30,000円）について、当該6名の氏名及び使途
 - m. 平成26年度の収支決算書の旅費（5,000円）の内訳及び送

迎者の氏名

- n. 平成26年度の収支決算書の需用費（25,000円）の内訳
- o. 平成27年度の収支決算書について
 - i. 報償費（2,246円）の内訳
 - ii. 旅費（2,110円）の内訳
 - iii. 需用費（13,386円）の内訳
 - iv. 食糧費（12,258円）の内訳
- p. 平成28年度の収支決算書について
 - i. 旅費（13,670円）の内訳
 - ii. 需用費（16,330円）の内訳
- q. 平成29年度の収支決算書について
 - i. 旅費（14,360円）の内訳
 - ii. 需用費（15,463円）の内訳
- r. 平成30年度の収支予算書について、収入の負担金（2,000円）の説明」

というものである。

- (4) 審査請求人は、「鵜鷺地区同和教育推進協議会は出雲市が設置した機関です。当該協議会は出雲市、コミセンや当方と▲▲が入会した町内会から資金を受け、鷺浦地区で活動していたため当方と▲▲の日常生活やコミセン等の利用に影響がありました」と利害関係に関する主張をしている。

これに対し、実施機関は、出雲市が鵜鷺地区同和教育推進協議会に補助金を支出したことは認めるものの、その他の主張は否認し、また、同協議会は出雲市の設置した機関ではないなどと主張している。

同協議会が実施機関に当たらないことは明らかであるが、出雲市は同協議会に補助金を支出しており、当該支出行為は実施機関の事務事業に当たるものである。

そのため、当該支出行為により、審査請求人の権利、利益等が直接影響を受け、又は直接影響を受けることが確実に予測されると言えるのであれば、審査請求の対象公文書との関係で本条例第5条第5号の要件を充足すると認め得る。

この点、審査請求人は、出雲市から資金を受けた同協議会の活動で審査請求人の日常生活やコミセン等の利用に影響があったとは主張するものの、出雲市による補助金支出行為が、具体的に、審査請求人のどのような権利利益等にどのような直接の影響等を与えたのかが明らかでない。

そこで、当審査会は、審査請求人に対し、令和4年（2022）12月27日付「公文書公開請求権（利害関係要件）に関する意見照会」において、令和5年1月31日を回答期限として、審査請求人の権利、利益等が直接受けた影響等の内容について具体的な説明を求めたが、本日時点でも回答は得られていない。

そのため、審査請求の対象公文書との関係で、審査請求人が実施機関の事務事業と利害関係を有すると認めることはできない。

5 結論

よって、審査請求人は、本件公文書との関係において、本条例第5条第5号の要件を充足すると認めることはできない。

したがって、審査請求人は、本件公文書について公開請求権を有しないのであるから、本件審査請求は不適法であり、却下されるべきである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年10月1日	実施機関から出雲市情報公開審査会に諮問
令和4年11月17日 (第1回審査会)	審議
令和5年8月31日 (第2回審査会)	審議
令和5年8月31日	出雲市情報公開審査会から答申

(出雲市情報公開審査会委員名)

板垣正和、大國暢子、加藤智崇、多久和淑子、原量範、山本樹